業者（改正法附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。）は、各月の初日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合には、当該月の翌々月末日までに、附則様式第一による報告書を委員会に提出しなければならない。

2　経過措置政令第九条第三項の表第四号に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者は、各月の初日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合には、当該月の翌々月末日までに、附則様式第一による報告書を指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。附則第三条第二項において同じ。）を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

第三条　前条第一項の旧一般ガスみなしガス小売事業者は、改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合（改正法附則第二十二条第二項の解除（次項及び第三項において「指定の解除」という。）の効力を生ずべき日について経済産業大臣からの通知を受けた場合を除く。）には、各四半期の最終月の十五日から五月を経過する日までに、附則様式第二による報告書を指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

2　前条第二項の旧一般ガスみなしガス小売事業者は、改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合（指定の解除の効力を生ずべき日について指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長からの通知を受けた場合を除く。）には、各四半期の最終月の十五日から五月を経過する日までに、附則様式第二による報告書を指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

3　第一項又は前項の規定により報告書を提出しなければならない旧一般ガスみなしガス小売事業者は、指定の解除が見込まれない場合には、第一四半期、第二四半期又は第三四半期に係る報告については、第一項又は前項の報告書に代えて、各四半期の最終月の十五日から四月を経過する日までに、附則様式第三による報告書を提出することができる。

［新設］

［新設］

［新設］

業者（改正法附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。）は、各月の初日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合には、当該月の翌々月末日までに、附則様式の指定旧供給区域等小売供給約款の契約状況報告書を委員会に提出しなければならない。

2　経過措置政令第九条第三項の表第四号に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者は、各月の初日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合には、当該月の翌々月末日までに、附則様式の指定旧供給区域等小売供給約款の契約状況報告書を指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

［新設］

第四条　経過措置政令第九条第三項の表第五号に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者以外の旧簡易ガスみなしガス小売事業者（改正法附則第二十八条第一項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者をいう。）は、改正法附則第二十八条第一項の義務を負う場合（改正法附則第二十八条第二項の解除（次項及び第三項において「指定の解除」という。）の効力を生ずべき日について経済産業大臣からの通知を受けた場合を除く。）には、各四半期の最終月の十五日から五月を経過する日までに、附則様式第四による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

［新設］

2　経過措置政令第九条第三項の表第五号に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、改正法附則第二十八条第一項の義務を負う場合（指定の解除の効力を生ずべき日について指定旧供給地点（改正法附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点をいう。以下この項において同じ。）を管轄する経済産業局長からの通知を受けた場合を除く。）には、各四半期の最終月の十五日から五月を経過する日までに、附則様式第四による報告書を指定旧供給地点を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

［新設］

3　第一項又は前項の規定により報告書を提出しなければならない旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、指定の解除が見込まれない場合には、第一四半期、第二四半期又は第三四半期に係る報告については、第一項又は前項の報告書に代えて、附則様式第五による報告書を提出することができる。

【附則様式第一（附則第二条関係）】

【附則様式第二（附則第三条関係）】

【附則様式第三（附則第三条関係）】

【附則様式（附則第二条関係）】

［新設］

［新設］